

しるべ通信

第17号(2019年陽春号)
事務所創立40周年記念

しるべ総合法律事務所 平成31年3月7日発行
460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-27

ご 挨拶

しるべ通信第17号をお届けいたします。

この冬は気温の高低の変化の激しい年でした。空気が乾燥したせいかインフルエンザが猛威を振るい、私どもの事務所でも何人もが罹ってしまいました。また、日本ではほとんど根絶したはずのはしかが流行し愛知県も多数の患者を出しています。皆様にも十分お気をつけいただきますよう祈念しております。

今号は私どもの事務所創立40周年記念号となりました。創立メンバーの鷲見弁護士の記事にありますように、昭和の終り10年間と平成の30年の日本を様々な法律問題を通して見て参りましたが、ここまで来られましたのもお客様皆様方のご支援のおかげと感謝申し上げます。

事務所はこの40年間、3階を増設した以外はほとんど手を加えて参りませんでした。5階は消防上の制約もあって相談室の遮音が不十分であったり、通路が曲がって相談室への出入りが不自由だったりとお客様には種々のご迷惑をお掛けしたと存じます。40周年がたまたま新元号の年と重なるのを機会に、ビルの大家様のご厚意もありまして、初めて5階の相談室を大幅に改装することといたしました。改元直後の5月中にはなんとか工事も完了して新しい相談室で皆様方と落ち着いてお話しができることと存じております。工事期間中は2階をお借りして仮の相談室を設けるなど執務に支障を来すことはありませんが、皆様方には多少ご不便をお掛けすることと存じますが、よろしくご了解いただきますようお願い申し上げます。

(弁護士 相羽洋一)



(<http://gahag.net/005960-hinamatsuri-hina-doll/>)



創立40周年を迎えて



弁護士 鷺 見 弘

事務所の前身大脇・鷺見合同法律事務所の創立から満40周年を迎えることができました。偏に皆様に暖かいご支援をいただきましたおかげと、厚くお礼申し上げます。

昭和54年2月、大学時代同級生であった大脇保彦、大脇雅子両弁護士と私の3人がパートナーとなって、勤務弁護士3名、事務員7名の陣容で、現在の高橋商事ビルの4階を借りて入居し、華々しく披露パーティをしたのがつい先日のことのように思い返されます。

名古屋では個人事務所が当たり前の中で、合同事務所を作ることは学生時代から弁護士を目指していた我々の夢でした。多様化し、複雑化してゆく社会の法的ニーズに、それぞれの弁護士の適性を生かして幅広く対応出来るようにするには、それしかないという結論でした。これは今から思えば、一学生の私が考えつくことでは無く、父親が弁護士であった大脇保彦弁護士が日頃の父親の仕事を見ていて思いついた発想に違いないと思います。

兎に角そんな夢も忘れそうになっていた、お互いに弁護士になって20年近くたった頃、彼の父君大脇松太郎先生が昭和53年（と思う）ご他界されたことによって、一気に現実味を帯び、彼の熱心な話しかけがあり、他にもいろいろ話を持ちかけたが参加を得られず、結局上記のような形でパートナーシステムの合同事務所を設立した訳です。

その後今日までの40年間には、実に多くの変動がありました。設立後数年にして、大脇雅子弁護士が独立され後に中央政界に進出されたことは周知の通りです。

そして平成6年にはそれまで勤務弁護士であった相羽洋一、谷口優の両名が、また同14年には同じく勤務弁護士の原田彰好が新たにパートナーとして経営陣に加わり、大脇保彦弁護士と私の両名は代表パートナーとなったこと、そして15年後の平成21年4月には、大脇、鷺見両弁護士はシニアパートナーとして代表を退き、上記の3名が新たに代表パートナーとして経営の主体となりました。同時に事務所の名称もしるべ総合法律事務所へと改称しました。「しるべ」というのは「標」のことで旧事務所で発行していた事務所報の標題であり、お客様方の種々の問題解決のよき道案内とならんという願いから新事務所の名称に採用したものです。

また平成26年にはそれまでの勤務弁護士であった成瀬玲が新たにパートナーに昇格し、更に本年4月からは、同じく勤務弁護士の渡邊真也がパートナーに昇格することになりました。新しい世代の血は常に必要です。現在は3フロアの事務所に9名の弁護士と8名の事務員で業務に臨んでいます。なお、創立者の一人で、事務所でも中心的存在であった大脇保彦弁護士が平成20年頃から病に倒れ結果として回復すること無く病床にあり、同27年6月についに亡くなったことは誠に痛恨の極みでした。

顧みると、長い年月の間には合同事務所ならではのいろいろな事件処理もありました。例えば幾つかの拠点を持つ相手方に、時間差を与えないように、複数弁護士が手分けして一気に主な拠点の総てで同時に保全執行を断行するというダイナミックな活動の思い出や、難しい事件の処理に、夜遅くまで皆で議論し合うなど懐かしい思い出もあります。最近では、改正民法の施行を前に、担当者の研究発表を聞きながら勉強会もしています。今や、曾ての想像を遥かに超えて社会の複雑多様化は進み、基本的な法律も実に頻繁に、次から次へと改正されています。弁護士も絶えず研鑽を積まなければ対応の困難な時代になってきました。40周年を機に、更に全員気を引き締め、努力を重ね、各位の御高嘱にお応えできますよう務めていきたいと念じております。

法窓漫筆

元号雑感

弁護士 宮 本 増

間もなく平成の時代が終わり、今年4月1日には新しい元号が内閣から発表されます。一つの時代が過ぎ、新しい時代の幕開けであると、新元号を積極的に迎えて入れていこうという向きがある一方、元号制度は古い時代の名残であり、世界的にもこのような制度を残している国は少ないのであるから、元号に拘るのはいかななものかという些か冷ややかな見方もあるようです。

このような国民各層の意見はともかく、この現行元号制度の法的根拠は昭和54年施行の元号法にあります。その法文は僅か2条だけという我が国の法律ではもっとも短く簡単もので、すなわち、「1 元号は政令で定める 2 元号は皇位の承継があった場合に限り改める」というだけものです。近時の法律の多くで第1条に掲げられる当該「法律の目的」も規定されず、元号を定める手順についても定めていません。こうした法律としては異例の簡単な条文となった背景には、私の考えではやはり国民主権を唱える憲法と元号制度の整合性、それを巡る様々な政治的意見や思惑が絡み合うことから、余計な議論が沸騰するのを避けたのではないかと考えています。

さて、それでは国民は年号の表記に元号を使おうとする人と西暦年号を使おうという人のどちらが多いのでしょうか。新聞社が行っている世論調査などによると大体半々くらいに別れているようです。元号法によっても国民はこれを用いることを義務づけられているわけではありませんので、使う使わないは法的にも全く自由なのです。新聞社などはこれを併用していることはよく知られています。ところが、お役所の作成する公文書は殆どが元号一本槍のようですが、その理由はよく分かりません。国が作った法律に従うと言っても、戦後に関して言えば元号法自体ができたのが昭和54年ですが、公文書はそれ以前から「昭和」と表示していました。私は裁判所にいたのですが、判決では刑事も民事も元号表示で西暦表示をしたことはありませんし、周りも皆そうでした。元号で表示するようにと指導をうけたこともありませんし、その根拠を教えられたこともありません。明治初期の太政官布告に根拠があると聞いたことはありましたが、未だその太政官布告の内容は承知していません。こうしてみると明治大正昭和と生きてきた人たちは理屈抜きにどっぷり元号制度に浸かりきって暮らしてきたのだなと思うのです。有名な「降る雪や明治は遠くなり」の俳句もその表れでしょうか。

ところで、裁判所で民事訴訟事件を担当していたころ、弁護士の中には裁判所へ出す書類の作成日や事柄の経過を表す年月日をすべて西暦で表示する人がありました。どちらを用いるかは当事者の自由ですから一向に構わないのですが、裁判官は判決で事件の経過を認定する際に昭和や平成で表示しますから、これを間違いなく切り替えなければなりません。複雑な紛争では1年2年を間違えれば大変な事実誤認になってしまいます。私の世代はいわゆる60年安保が昭和35年でいずれも5の倍数と鮮明に記憶していましたので、昭和時代についてはこれに準拠し切り替え計算は割合楽でしたが、平成になると平成元年が西暦1989年ですから、その都度計算を確認したものです。2019年が〇〇元年になるとどうでしょうか。おそらく裁判所提出文書に西暦年号を用いる人たちは次第に増え、公文書もいずれ双方併用になっていくのかもしれませんが、それも時代の自然な流れのように感じます。

相続問答あれこれ (15)

相続法の改正について(1)

弁護士 鷲見 弘

Q 1 相続に関する法律が改正されたということを聞きましたが、そうなのですか。

A はい、相続については、私達の日常の生活に関して定めた民法という法律で定められていますが、この民法のうち家族のことについて定められた家族法の分野のうちの相続についての部分で、40年ぶりという大きな改正がありました。

Q 2 法律の改正ということはよく聞きますが、一旦決めたものをそんなに変える必要性が本当にあるのでしょうか。

A 私達の日常の社会生活の変化につれて、ものの考え方も価値観もどんどん変わっていきますので、行動の基準となる法律も変えざるを得ないということでしょうね。

Q 3 どんな点が変わるのでしょうか。

A いろいろありますが、既に施行（実際に適用）されている点もありますので施行期日の順番に言えば、先ず自筆証書遺言の方式の緩和化、これは既に今年の1月13日に施行されています。次に原則的な施行期日である今年の7月1日に施行されるものが、遺産分割前の預貯金の払戻制度、遺留分制度の見直し等4点あり、最後に今回の改正で最も特徴的なものとしての、相続における配偶者居住権及び配偶者短期居住権の新設が2020年即ち来年の4月1日施行となっています。

Q 4 何故そんなに施行期日がバラバラなんですか。

A 事前に国民の皆さんによく周知してもらうためと、実施するためにいろいろ関連する受け皿となる施設や制度の準備態勢を整える必要があるということが施行期日を決める上で配慮されるわけですが、改正される事項によってそれぞれに異なりますので施行期日もバラバラになる訳です。

Q 5 判りました。それでは施行期日の順番にお伺いしましょうか。

A はい、それでは先ず自筆証書遺言の方式の緩和化についてお話しします。遺言には、自筆証書遺言と公正証書遺言とがあります。このうち自筆証書遺言はこれまで遺言の全文と作成日付、名前をすべて自筆で書いて印を押すことが必要とされていましたが改正によって、遺言書本文については自書でなければなりません、財産目録についてはその全部でも、一部でも自書でなくてよいということになりました。

Q 6 なるほど、相続財産の内容や種類が多い場合は大変でしょうからね。そうすると誰かの代筆や、パソコン等を打って作った財産目録でもいいのでしょうか。

A はい、不動産の登記事項証明書や預貯金の通帳の写しを添付するだけでもよいとされています。ただし自書でない場合は、遺言者は財産目録の全頁に署名押印をする必要があります。印は実印でなくてもよく又必ずしも同一の印でなくても構いません。



Q 7 全頁とはきついんですね。

A ええ、目録が各頁の裏表に亘っている場合は、裏表両面に必要ですから気をつけなければいけません。

Q 8 遺言についてその外に改正された点がありますか。

A 自筆証書遺言については、これまでどうやって保管するかが大きな問題で、紛失や隠匿、変造等の危険もありましたが、この度の改正によって法務局による保管制度がつくられ、改正に合わせて「法務局における遺言書の保管に関する法律」も新しくできました。

Q 9 それはとてもいいことですね。

A 自筆証書遺言については、遺言者が亡くなられた後必ず家庭裁判所に申し出て検認手続きを経ることが必要でしたが、それも事前に法務局に預けることによって不要となります。

Q 10 大変いい制度だと思いますが、その後事情が変わって遺言者を書き直したいというときにはどうすればいいですか。

A 遺言者はいつでも、遺言の撤回をすることができますので（民法1022条）保管申請された自筆証書遺言についても、いつでも申請を撤回することができます。ただしこの時も遺言者自ら出頭して行わなければなりません。そしてその後改めて、書き直した遺言書を保管申請すればいいわけです。

Q 11 前の遺言書が保管されたまま、新しく自筆で遺言書を作り直して自分で保管しているうちに遺言者が亡くなってしまった場合はどうなるでしょう。

A 遺言は形式や保管方法にかかわらず、新しいものが常に優先します。ただしこの場合新しい自筆証書遺言については、法務局で保管されていませんでしたから、家庭裁判所に申し出て検認の手続きをする必要があります。この検認の手続きというのは、裁判所から予め全相続人に通知して立ち会いができる旨通知があり、その立ち会いの上で遺言書の内容を確認する手続きです。これはそのような遺言書が存在するという事実を認めただけで、その遺言書が本物かどうか、あるいは有効なものかどうかを認定するわけではありませんから、後で当事者間でその点が争われることもあります。

Q 12 もし、後で作られた自筆証書遺言が本物であり有効なものであったら、その遺言と保管されたままの遺言はどのような関係になりますか。

A 遺言は作成方法や保管の方法如何に関わらず、有効と認められれば常に作成期日の新しいものが優先します。ですからこの場合内容的に矛盾しない部分はどちらの遺言書もそのまま効力がありますが、もし食い違っている部分があれば作成期日の新しいもの、即ち後で作られた自筆証書遺言が優先するということになります。

Q 13 何か少し頭の整理が必要になってきました。

A それでは今日はこれくらいにして、次回は遺産分割前の預貯金の払戻制度や遺留分制度の見直し等についてお話ししましょう。



少子化高齢化に伴い人口減少について(2)

弁護士 谷 口 優

2016年春号で「ひと・まち・しごと創生法（以下「創生法」といいます。）」を取り上げその概要及び少子化高齢化社会への取り組みにつき述べさせて頂きました。その後のこの問題について政府の施策、マスコミの報道等を踏まえ現状を取り上げたいと思います。

1. その後の施策の推移

先回の記事では、2008（平成20）年から日本の人口は減少に転じていること、2010（平成22）年の総人口は1億2806万人、出生率は1.35で推移していること、2040年には1億728万人、2060年には8674万人、80年後の2090年には5727万人と予測していること、政府は2060年で1億の人口を維持する目標を立てていることを記載しました。このような人口の推移を打破し、政府目標である1億人の人口を維持するため以下の施策が実施されています。

（1）外国人労働者の受け入れと留意点

2019年より政府は早々に外国人労働者を受け入れる政策を実行しようとしています。従来の研修生制度を撤廃し、年間35万人程度の外国人労働者を受け入れようとしています。報道されている内容からすると、対策を講じないと2040年には、2017年と比較して1285万人の就業者が減少する見込みとされています（2019年1月中旬の新聞）。この報道は、外国人労働者の受け入れを是認する内容の報道となっています。

（ア）外国人労働者を受け入れる視点

（i）適材適所

どのような職種の者を受け入れるかは、日本全体の人口動態に影響します。工場や養護施設で働く外国人労働者を受け入れるのなら、工業地帯や、高齢者が居住する地域への人口が増加します。逆にIT関係の労働者を受け入れるならば、大都市圏である東京を中心とする地域へ人口の増加へと結びつくのではないのでしょうか。全国に平準な人口の増加をもたらすためには、産業配置の再構成を行う必要があります。

（ii）平等取り扱い

上記のように単に外国人労働者を受け入れるだけではなく、何が足りないのか、どの分野に外国人労働者が必要なかを十分検討しなければなりません。でないと外国人労働者の受け入れは効果を発揮しません。このような見方がある反面、外国人労働者は一個の人格として日本にとけ込み日本を担う一員となってもら必要があります。そのためには日本人と分け隔てなくあらゆる面で同等な取り扱いが要請されます。今回の受け入れは働く労働者だけではなく、その家族も受け入れるからです。教育・医療・福祉面の充実が必要となります。

（iii）地方公共団体の施策の充実

①日本へ来る外国人労働者は日本語が話せる方ばかりではありません。通訳がいないとコミュニケーションができない事態も生じます。これは各自治体や受け入れる事業所や企業が検討しなければならない課題です。創生法では、政府は地方自治体にその具体的な施策を委ねています。というのは、全国一律に人口の減少、高齢者の増加と言う状況が出現するのではなく、地域により、予測される人口の減少傾向と、高齢者の増減傾向が異なってくるからです。地域の自治体は、その特色を十分認識し効果的な施策を講じる必要があるというわけです。

②1月の新聞報道には、この各地方公共団体の施策について多くの自治体が、東京の企業に施策の構想や具体化を依頼しているとの記事がありました。このような施策の構想や実施対策で、本当にその地方にあった施策が実施できるのか再検討する必要があると感じるところです。各自治体の本腰を入れた取り組みが必要です。

（2）出生率の増加への誘い

出生率は、1971年～74年の第2次ベビーブーム以降2.0を割り込み、1980年後半には1.57、2005年には1.26、2016年では1.44と言う状況です。2016年における各都道府県の出生率は、最高は沖縄県で1.95、最低は東京都で1.24です。東京圏である埼玉1.37、千葉1.35、神奈川1.36というように、社会増減（転入転出の差）での人口の増加が続く地域に拘らず出生率は全国以下です。出生率の増加のためには効果的な対策が要請されます。人口の自然増にはつながりません。

2. その後の施策（2）

（1）東京圏への人口集中の抑制

（ア）創生法の施策のもう一つの柱が東京圏への人口増加の抑制です。1月下旬の新聞報道では、2018年総務省が発表した人口移動報告によると東京圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）では、社会的増減で13万9868人増加し、前年より1万4338人多く、23年連続人口増加が続いています。東京圏の転入超過は、進学や就職の時期を迎える15歳～29歳が12万7393人に上るとのことです。東京圏以外では、名古屋圏、大阪圏いずれも転出超過に陥っています。ただ外国人を含めた都道府県の人口増加は、東京圏の4県と愛知、滋賀、大阪、福岡の8都道府県は転入超過となっています。2018年時点で既に外国人が人口の増加につき重要な要因となっています。

（2）有効な対策

政府は、東京圏での大学の学部増設を認めず、合格定員のいわゆる水増しは認めない方針を打ち出し実行しています。大企業の東京本社を地方へ移転する施策も実施しています。地方へ移転すれば有利税制を認めるようです。政府組織も地方への移転を試みています。地方公共団体も、企業用地を低額あるいは無償で提供すること、事業税の優遇措置を実施しています。

出生率が増加しない地方公共団体への人口の移動の抑制、地方における職場の確保、通勤時間が短縮でくこと、余暇が活用できること、育児環境が充実できることが可能な都道府県への転入の促進策など具体的な施策の充実が要請されます。このような視点は各地方公共団体が検討すべき課題です。各地方の個性を強く打ち出す必要があります。その施策を東京の企業に丸投げするのは適切な対策ではありません。

3. 少子高齢化に伴う人口の減少を食い止める意図は何であるのか

人口減少を食い止めるのは、産業の維持、生産性の維持、GDP（国内総生産）の維持などにあります。この観点からどのような施策が考えられるのでしょうか

（1）観光立国構想

（ア）日本は観光立国を目指す方針を掲げています。日本にそのような要素があるのでしょうか。他の国と比較すると、2000年を超える文化遺産の宝庫であること、四季があること季節ごとの観光地（ウィンタースポーツ、スキューバダイビングなど）の存在、各地の文化遺産などなど見どころ、過ごし方は豊富です。このような条件が揃うので、観光立国を目指すのは肯けるところです。

（イ）日本は2020年には国際観光客数4000万人、2030年には6000万人を目標としています。2015年～2017年の3年間の観光客の推移については、1973万人（世界16位）、2403万人（16位）、2869万人（12位）にあり、増加している状況からして上記の数値の達成も可能であると思われます。なおこの3年間のトップはフランスで8000万人以上を維持し、2位3位はスペイン、アメリカ合衆国が6000万人～7000万人を維持しています。

（2）AIの活用

（ア）労働の補助器具としての活用

荷物の移動等の補助具としての活用や検査資料の選別などへの活用は現実のものとなりつつあります。それを越えて、人間に代わる役割を担うAIの出現もそう遠い先ではないように思われます。少子化高齢化と人口の減少についての第2弾を認めました。ご参考になればと思います。

フラダンスの振付と著作権

弁護士・弁理士 相 羽 洋 一

1 ダンスの振付

ご存じの方もいらっしゃると思いますが、著作権法は10条で著作物の例として小説などの言語の著作物、音楽の著作物、美術の著作物などと並んで舞踊の著作物も掲げています。ですからダンスの振付も著作権の対象となる著作物になり得ます。なり得るというのは、既に何度か申し上げたとおり、同法2条1項1号に著作物は「思想又は感情を創作的に表現したもの」であること（創作性の要件）が必要とされているのでこの要件に該当しなければ著作物として著作権の保護を受けられないということです。創作性といっても特許のように高度な独創性が必要というわけではありませんが、表現の中に何らかの個性が現われていることが必要とされています。「文章表現に係る作品において、ごく短いものや表現形式に制約があり、他の表現が想定できない場合や、表現が平凡、かつありふれたものである場合には、筆者の個性が現われていないものとして、創作的な表現であると解することはできない。」というのが一般的です。

ダンスについて斬新な振付であれば問題ありませんが、社交ダンスの振付について、そのステップには種々の教科書に掲載されている基本ステップやそのバリエーションとして纏めた書籍「ポピュラーバリエーション」に記載されたPVステップなどがあるところ、「基本ステップやPVのステップ等の既存のステップは、ごく短いものであり、かつ、社交ダンスで一般的に用いられるごくありふれたものであるからこれらに著作物性は認められない。また、基本ステップの諸要素にアレンジを加えることも一般的に行われていることであり、前記のとおり基本ステップがごく短いものでありふれたものであるといえることに照らすと、基本ステップにアレンジを加えたとしても、アレンジの対象となった基本ステップを認識することができるようなものは、基本ステップの範ちゅうに属するありふれたものとして著作物性は認められない。」として、映画の社交ダンスの振付についての創作性を否定した裁判例もあります（東京地裁平成24年2月28日判決）。

2 フラダンスの振付

フラダンスは曲の歌詞とともに新しく作られるものも多いのですが、ハンドモーションとステップから構成されるところ、このうちハンドモーションについては、特定の言葉に対応する動作が決まっていて手を中心に上半身を使って歌詞の意味を表現するとされ、ステップについては、16種類の典型的なものがあり自由に組み合わせて自分のスタイルを作ることができるということです。ただハンドモーションについては制約も多いので、新作の振付については上記の基準に照らすと創作性が否定されると考えられましたが、最近創作性を認める判決が出ました（大阪地裁平成30年9月20日判決）。原告が著作物性ありと主張した17の振付のうち6つの振付について「ある歌詞に対応する振付けの動作が、歌詞から想定される既定のハンドモーションでも、他の類例に見られるものでも、それらと有意な差異がないものでもない場合には、その動作は、当該歌詞部分の振付けの動作として、当該振付けに独自のものであるか又は既存の動作に有意なアレンジを加えたものいうことができるから、作者の個性が表れていると認めるのが相当である。」として、創作性を認めたのです。制約の多いハンドモーションについて、歌詞との結びつきの工夫に作成者の個性の発現を認め、創作性を肯定した注目すべき判決といえるでしょう。ご興味のある方は、判決は争点も多く130ページを超える大作ですが、裁判所のホームページから検索のうえ是非ご一読されるようお勧めいたします。

宝塚歌劇団について

弁護士 横 江 俊 祐

私と妻の間では、宝塚歌劇団が今ちょっとしたブームになっております。

私が初めて宝塚歌劇を観劇したのは、平成28年6月でした。演目は、月組トップスター龍真咲のサヨナラ公演となった『NOBUNAGA〈信長〉一下天の夢一』です。観劇するまでは宝塚歌劇団に対して、女性が男装して歌い踊る特殊な舞台で非常に敷居が高いという先入観を持っていましたが、いざ観劇すると、燕尾服をまとっての華麗なダンス、羽根を背負って大階段を降りるお馴染みの演出など、その完成された様式美に圧倒されました。

私は最良の生徒がいるわけではなく、劇やショーを純粋に楽しむライトなファンです。もう少し熱心なファンになると、必ずといっていいほど最良の生徒を持つようで、これこそが正に宝塚ファンの醍醐味なのだろうと思います。

AKB48などのアイドルグループが、握手会や総選挙などを通じてグループ内のメンバーを競わせるなどしてファン心理を煽り、興行的に大成功を収めたことは記憶に新しいのですが、このような手法は宝塚歌劇にも共通します。

宝塚歌劇団で特定の生徒を推すファンは、自身の推す生徒がスターの階段を登り、ときに路線から外れて挫折し、最終的に退団するまで、宝塚歌劇団の舞台人としての一生を追いかけます。その過程で、ファンクラブに入り、お茶会などを通じてより身近に深く生徒と接することでさらに生徒に感情移入し、運営の人事に一喜一憂し、ファン同士で意見を戦わせるなど、応援にも熱が入っていきます。

舞台映え、歌唱力、ダンス力、演技力などの総合点の高い生徒が、自然にトップに上り詰めるというシステムであれば、ファンがここまで熱心になることはないでしょう。けれども宝塚歌劇団の中核を担うはずの生徒の人事が、ファン視点からすると実力や人気によって順当には決まらず、運営の様々な思惑によって、ときに不条理に行われます。

思うままにならないファンの心理というものは、AKB48などのアイドルグループと共通しますし、ファン心理を突いた運営の巧みさに、宝塚歌劇団がファンを惹きつけて止まない魅力の一端が垣間見られると個人的には感じています。

さて、この度、私は、弊事務所を本年3月31日付で退職する運びとなりました。弁護士登録以来、10年余りにわたって弊事務所で弁護士業務に携わってきました。弁護士に成り立ての頃は、物事に対してもう少し素直な受け止め方をしていたような記憶がありますが、職務経験を通じて、物事には様々な見方があり、それらの見方は多くの場合相対的なものにすぎないのだという考え方が身に付きました。そのため、宝塚歌劇団に対する感想もそうですが、些か自分自身捻くれてしまったようにも感じます。しかしこれも見方を変えれば、視野が広がり人間的に成長できたと言えるようにも思います。

在職中は皆様より多大なるご厚情を賜りましたこと、心より厚く御礼申し上げます。

ゴーン前会長の事件でも使われたあの制度

弁護士 成 瀬 玲

1. ゴーン前会長の事件

昨年12月から世間を賑わせている事件といえば、日産自動車のゴーン前会長の事件です。一昨年には不正検査問題、昨年はゴーン前会長の事件と悪いニュースが目立つ日産自動車、父親の代から日産車しか乗ったことのない私にとっては、寂しい限りです。

さて、ゴーン前会長の事件ですが、金融商品取引法違反（有価証券虚偽記載）により、法人としての日産自動車、ゴーン前会長及び元副社長が起訴されましたが、専務執行役員といった日産の幹部役員は起訴されませんでした。この理由は、検察との間で司法取引が成立したためです。

2. 司法取引制度とは

この司法取引とはどのような制度でしょうか。司法取引は、正式には「合意及び協議の手續」という名称の制度であり、刑事訴訟法350条の2から15に規定されています。施行されたのは、平成30年6月1日ですので、まだ新しい制度です。

この制度は、検察官と被疑者・被告人及びその弁護人が協議し、被疑者・被告人が「他人」の刑事事件の捜査や公判（裁判）に協力する引き換え（見返り）として、自分の事件を不起訴又は軽い求刑にしてもらうことなどを合意する制度です。対象となる犯罪は、詐欺、背任、業務上横領、会社法違反、独占禁止法違反、金融商品取引法違反、租税法違反、贈収賄罪、外国公務員贈賄罪等の犯罪であり、複数の者が関与する組織的な犯罪です。

制度の目的としては、組織的犯罪における首謀者の関与を含めた事案の全容解明に役立つ証拠を捜査機関（検察）が獲得することです。例えば、企業の贈賄事件などでは、実際に「賄賂を贈ろう」と決めるのは、当然、企業の幹部役員です。しかし、首謀者である幹部役員の関与を立証するのは容易ではなく、結果として、末端の社員のみが罪を問われてしまうことになりかねません。このような結論は、正に「トカゲのしっぽ切り」というべき事態であり、一般市民の素朴な正義感からしても、正しい結論ではありません。そこで、捜査機関である検察が、首謀者の関与や事件の全容解明に役立つ証拠を獲得し易くするために、司法取引という制度が設けられた訳です。

3. 適用第1号の事例

ゴーン前会長の事件は、司法取引制度が適用された事例としては2例目であり、1例目は、平成30年7月の三菱日立パワーシステムズ株式会社（以下「MHPS」といいます。）の不正競争防止法違反（外国公務員贈賄）の事件です。

MHPSの事件は、タイにおいて、MHPSが請け負っていた火力発電所の建設工事をめぐる違反行為を見逃してもらうために、MHPSが現地社員を通じて、タイの公務

員に3900万円相当のパーツの賄賂を支払ったというものです。違反行為を見逃してもらわないと、発電所の建設工事が遅れ、MHP Sが多額の遅延損害金等を支払う義務が見込まれたため、そのような事態を防ぐことが賄賂を贈った理由とのことでした。

この事件においては、MHP Sの元取締役常務執行役員、元執行役員及び元部長の3名が起訴がされましたが、実際に賄賂を渡した現地社員は不起訴、また、法人としてのMHP Sも不起訴となりました。

法人としてのMHP Sが不起訴となったのは、検察との間で司法取引が成立したためです。このような理由について、「何か、変じゃないか」と思われた方も多いのではないのでしょうか。「だって、起訴された役員や部長は会社のためにやったんでしょ。それなのに、会社だけ司法取引で不起訴になるなんて、会社が社員に責任を転嫁して逃げてるようなものじゃないか。そんな司法取引の制度の目的と合わないでしょう。」そのような感想は、もっともなものだと思います。そのため、MHP Sの司法取引については、日経新聞等のマスコミ報道においては批判的に報じられています。

4. 司法取引制度の危険性

ゴーン前会長の事件においてもそうですが、社内で事件が起こった際、会社は、まずは社内調査を行うというのが一般的です。この社内調査の結果として、実行者や首謀者の幹部役員等のみではなく、会社自身も罪に問われる恐れがある場合（法律で、企業ぐるみで犯罪に及ぶ可能性がある罪については、実際の犯罪行為をしたものだけでなく、会社などの使用者についても処罰するという規定しているものがあります。）、会社は、会社（法人）については不起訴としてもらうべく、事案の全容解明に役立つ、社内調査の結果という証拠を提供することにより、検察と司法取引をしてしまう可能性もあります。

確かに、会社と検察が司法取引をすることにより、事件の全容を解明することはできるかも知れません。しかし、企業の犯罪においては、役員であっても、従業員であっても、「自分のため」ではなく、「会社のため」に犯罪に手を染めてしまうのが通常のはずです。それにもかかわらず、会社（法人）は司法取引により起訴を免れ、役員や従業員が処罰されてしまうという結論になってしまえば、もちろん個々の事案の内容にもよるでしょうが、一般市民の正義感に反することになりかねません。

もっと恐ろしいこともあります。司法取引では、犯罪人を処罰するために情報提供をした共犯者の罪を許すことが認められるのですが、他人に罪を被せるというでっち上げの情報提供をする者が出てくる可能性もあるのです。真の共犯関係に立つのであれば問題はないのですが、単独で罪を犯した者が、犯罪に手を貸さない、あるいは手伝いをした程度であった他人を、共犯者しかも主犯だと偽りの情報提供をして自分は罪を免れ、その他人が罪を負うことになってはひどい話です。

司法取引制度についても、その運用次第では、おかしい制度になりかねません。それを防ぐために、我々国民がしっかりと検察を監視をしていく必要があろうと思います。

ゴールデンウィークの恒例行事

弁護士 渡 邊 真 也

今年のゴールデンウィークは、10連休が予定されています。既に海外旅行の予約は埋まっているとの報道も見聞きしますし、この長期休暇を利用して海外旅行など計画されている方も多いかと思います。

私のゴールデンウィークは、ここ10年、毎年必ずある予定が入っています。それは、司法研修所の同期5人で旅行することです。この5人は、司法修習生のときのグループ学習でたまたま番号順に作られたグループなのですが、何故かウマが合い、現在も仲良くしています。そして、そんな彼らと毎年欠かさずに実行しているのが、ゴールデンウィーク期間中に旅行に行くことです。

旅行にはミッションがあり、旅行先の県庁所在地にあるターミナル駅の前で集合写真を撮ることと、必ず5人一部屋で宿泊することが決められています。これまで、主に西日本を中心に28の都道府県をこのメンバーで旅行してきました。なかにはお酒を飲みすぎてしまい、ターミナル駅で集合写真を撮るのを忘れてしまったところもありますが、全員が一部屋で泊まるというミッションは、今のところ達成できています。5人一部屋といっても、私たちの宿泊先は、1泊3、000円というような安宿ですので、正直なところ環境はよくありません。これまでも宴会場で寝たり、民家の一室のような部屋に泊まることもありましたが、これも皆で泊まれば楽しい思い出となります。メンバーの中には信じられないほどの大きないびきをかく者もあり、最初のころはそのあまりの大きな音で眠れませんでした。今ではこのいびきを聞くことも楽しみの一つになっています。

旅行を始めた当初は全員が独身でしたので、ゴールデンウィークであっても誰に気兼ねすることなく旅行に行くことができたのですが、年を重ねるごとにメンバーの置かれる状況も変化し、結婚、子供の誕生、なかには留学で海外に行ってしまう者もいるなど、なかなかゴールデンウィークに集まるのが簡単ではなくなってきました。しかも、メンバーは、普段は北海道、東京、岐阜、名古屋とバラバラに活動しているため、そもそもどこかに集まるということだけでも、結構大変なことです。

それでも、留学期間を除き、これまで9年間は1度も欠かすことなくメンバーで旅行をすることができました。メンバーの家族からすれば、せっかくのゴールデンウィークを同期との旅行で潰されることに不満を抱いていることも想像に難くありません。それでもメンバーの家族もこの旅行に一定の理解（呆れ、諦めかもしれません）をしてくれ、渋々ながらも送り出してくれることに感謝しかありません。

そして、今年の旅行は長崎→佐賀→福岡を予定しています。飛行機と宿を押さえてだけで、具体的な旅行計画はこれからですが、今年は留学から帰ってきたメンバーが3年ぶりに参加するので、久しぶりに全員そろって旅行できることが今から楽しみです。